## 旭川地方法務局訟務部門 標準文書保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型	行政文書の具体例	大分類	分類 <sup>(</sup> 中分類	例 名称(小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項
文書の管理等に 関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル等の保存 期間及び保存期間満了時の措	・標準文書保存期間 基準	争訟		訟務部門 標準文書保存期間基準	常用	廃棄	
		置等が定められた文書	・標準文書保存期間 基準の制定又は改廃 に係る決裁文書	争訟	標準文書保存期間基準	保存期間基準の制定・改正	10年	廃棄	
		②行政文書のファイル等の管理に関する文書	<ul><li>・行政文書ファイルの管理に関する決裁文書</li><li>・移管に関する決裁文書</li><li>・廃棄に関する決裁文書</li></ul>	争訟	行政文書の管理	帳簿・書類の保存・廃棄関係書類	5年	廃棄	H27. 5. 1 名和変更
				争訟	行政文書の管理	文書等保存簿	30年	廃棄	
		③取得した文書の管理を行う ための帳簿	・受付簿	争訟	管理するための帳簿	受付簿	5年	廃棄	H27. 5. 1 名和変更
			・決裁簿	争訟	管理するための帳簿	決裁簿	3 0 年	廃棄	H27. 5. 1 名和変更
			·秘密文書管理簿	争訟	管理をするための帳 簿	秘密文書管理簿	最後の指定期間満了の日又は最後の指定解除の日の翌年から5年	廃棄	H30. 3. 1追加
			・秘密文書使送簿	争訟	管理をするための帳簿	秘密文書使送簿	最後の指定期 間満了の日又 は最後の指定 解除の日の 年から5年	廃棄	H30.3.1追加
訓令及び通達の 制定又は改廃及 びその経緯	訓令及び通達の立 案の検討その他の 重要な経緯	制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案・通達案 ・理由,新旧対照条 文,参照条文	争訟	訓令・通達	訓令・通達	10年	以下について 移管 重要な訓令及	
			・上申書					び通達の制定又は改廃のための決裁文書	
	(1) 国又は行政機関 を当事者とする訴 訟の提起その他の 訴訟に関する重要	①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	争訟	事件記録(本案訴訟 事件)	弁論関係書類	訴訟が終結す る日に係る特 定日以後10 年	廃棄	事件記録編成 要領第3の の第1分類
	な経緯(本案訴訟 事件のうち処理を 担当した実施事件 に限る。)	②訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書						
			· 書証 · 証人等調書	争訟	事件記録(本案訴訟 事件)	証拠関係書類	訴訟が終結す る日に係る特 定日以後10 年	廃棄	事件記録編成 要領第3の2 の第2分類
	た業務の区分のう ち訴訟の提起その	訴訟代理権及び訴訟費用等に 関する文書	・指定書、選任書、 訴訟代理権消滅通知 書	争訟	事件記録(本案訴訟 事件)	その他の書類	訴訟が終結す る日に係る特 定日以後1年	廃棄	事件記録編成 要領第3の3 の第3分類
	他の訴訟に関する 重要な経緯に当た らないもの		・予納金, 保証金及 び配当金に関する書 類						
	を当事者とする訴 訟の提起その他の	①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	争訟	事件記録(本案訴訟 事件以外)	本案訴訟事件外の事件	訴訟が終結す る日に係る特 定日以後10	廃棄	
	訴訟に関する重要 な経緯(本案訴訟 事件以外で処理を 担当した事件に限 る。)	②訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書				年		
			·書証 ·証人等調書	-					
		訴訟代理権及び訴訟費用等に 関する文書	·指定書,選任書, 訴訟代理権消滅通知 書						
			・予納金, 保証金及 び配当金に関する書 類						
	(4)国又は行政機関 を当事者とする訴訟 の提起その他の訴 訟に関する重要な	①訴訟の提起に関する文書	·訴状 ·期日呼出状	争訟	事件記録(本案訴訟事 件)	弁論関係書類	訴訟が終結す る日に係る特 定日以後3年	廃棄	事件記録編成 要領第3の1 第1分類
	版に関する単金な経緯(本案訴訟事件で処理を担当した実施事件を除く。)	②訴訟における主張又は立証に 関する文書	·答弁書 ·準備書面 ·各種申立書 ·口頭弁論調書						
			·書証 ·証人等調書	争訟	事件記録(本案訴訟事 件)	証拠関係書類	訴訟が終結す る日に係る特 定日以後1年	廃棄	事件記録編成 要領第3の2 第2分類
	(5)(4)に掲げられた業務の区分のうち訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯に当たらないもの	訴訟代理権及び訴訟費用等に 関する文書	・指定書、選任書、訴訟代理権消滅通知書 ・予納金、保証金及び配当金に関する書類	争訟	事件記録(本案訴訟事件)	その他の書類	訴訟が終結す る日に係る特 定日以後1年	廃棄	事件記録編編 要領第3の3 第3分類

(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な	①訴訟の提起に関する文書	·訴状 ·期日呼出状	争訟	事件記録(本案訴訟事件以外)	本案訴訟事件外の事件	訴訟が終結す る日に係る特 定日以後3年	廃棄
経緯(本案訴訟事件 以外で処理を担当し た実施事件を除く。)		<ul><li>・準備書面</li><li>・各種申立書</li><li>・口頭弁論調書</li><li>・書証</li></ul>					
		・証人等調書					
	訴訟代理権及び訴訟費用等に 関する文書	<ul> <li>指定書,選任書,訴訟代理権消滅通知書</li> <li>予納金,保証金及び配当金に関する書類</li> </ul>					
(7) 国又は行政機関 を当事者とする訴 訟の提起その他の 訴訟に関する重要 な経緯	判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書	争訟	訟務一般	裁判書等正本つづり	訴訟が終結す る日に係る特 定日以後10 年	廃棄
を当事者とする訴 訟の提起その他の 訴訟に関する重要	予防司法支援(処理を担当した事件に限る。)	· 予防司法支援事件 票	争訟	訟務一般	予防司法支援事件関係つづり	3年	廃棄
な経緯	予防司法支援(処理を担当し た事件を除く。)	・予防司法支援事件 票	争訟	訟務一般	予防司法支援事件関係つづり	1年	廃棄
(9) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の実施に要する費用の支出及び返納	訴訟費用の管理を行う帳簿類	・収入印紙受払簿 ・郵便切手・郵便は がき受払金 ・予報金整理簿 ・保証金整理簿 ・配当金等受払簿	争訟	訟務一般	収入印紙受払簿	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5 年	廃棄
		・保管金受領証書等つづり	争訟	訟務一般	郵便切手・郵便はがき受払簿	作成の日の属 する年度の翌	廃棄
						年度の初日から起算して5 年	
			争訟	訟務一般	予納金整理簿	処理が終わった日の属す年度の初日から年度のである 年度の初日から年度の初日から年度のである年度のである。	廃棄
			争訟	訟務一般	保証金整理簿	処理が終わった日の属する た日の駅年度の初日から 年度の初日から年 算して5年	廃棄
			争訟	訟務一般	配当金等受払簿	処理が終わっる た日の属する 年度の翌年度 の初日で5年	廃棄
			争訟	訟務一般	保管金受領証書等つづり	作成の日の属	廃棄
						する年度の翌 年度の初日か ら起算して5 年	
(10)国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法	①訴訟の提起に関する報告	・訴状 ・期日呼出状	争訟	訟務一般	簡易·定型的監理事件	1年	廃棄
律5条,6条,6 条の2,6条の3	②訴訟における主張又は立証 に関する報告	·答弁書 ·準備書面 ·各種書立書 ·口頭弁論調書 ·書証 ·証人等調書					
	③判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書					
(11) (1) ~ (10) に掲 げられた業務によ り取得した文書の 管理	文書の管理を行う帳簿類	・事件簿 ・指定書受払簿 ・選任書受払簿 ・訴訟代理権消滅通	争訟	訟務一般	事件簿	30年	廃棄
64		知書受払簿 ・事件記録保存簿 ・裁判書等正本保存	争訟	訟務一般	指定書受払簿	1年→処理が 終わった日の	廃棄
		海 ・予防司法支援事件 海				属する年度の 翌年度の初日 から起算して 1年	
			争訟	訟務一般	選任書受払簿	1年→処理が 終わった日の 属する年度の 翌年度の初日 から起算して 1年	廃棄
			争訟	訟務一般	訴訟代理権消滅通知書受払簿	1年→処理が 終わった日の 属する年度の 翌年度の初日 から起算して 1年	廃棄

l	1		l		争訟	訟務一般	事件記録保存簿	30年	廃棄	
					争訟	訟務一般	裁判書等正本保存簿	30年	廃棄	
					争訟	訟務一般	予防司法支援事件簿	3年	廃棄	
		(12) (1) から(11)に	事件関係嘱託・事実調査に関	・法務局及び地方法	争訟	訟務一般	事件関係雑文書つづり	1年	廃棄	
		該当しないもの	する文書	務局訟務処理規程3 条の規定による証拠 調べ等に関する事務						
				の嘱託書 ・同規程4条の規定 による事務調査の依						
				頼書 ・事件の移送に関す						
				る決裁文書						
		(12)(1)から(11)に 該当しないもの	事件記録関係書類	事件記録関係書類	争訟	訟務一般	事件記録関係書類	1年未満	廃棄	
4	統計に関する事 項	訴訟に関する統計 の作成及び分析に 関する重要な経緯	統計の作成及び分析に関する文 書	・統計資料	争訟	訟務一般	統計表	3年	廃棄	(保存期間の起 算日) 当該行政 文書ファイルに
										まとめられる行政文書を作成又は取得した日の
										うち最も遅い日 の属する年の翌 年の1月1日
5	会議・会同等に関する事項	会議・会同等に関す る重要な経緯	会議・会同等に関する文書	・会議・会同等の開 催等に関する決裁文 書	争訟	会議・会同	訟務の会議関係書類	3年	廃棄	H27.5.1 名称 変更
				・配布資料 ・各種会同等の結果 等に関する決裁文書						
6	研修及び事務指	事務指導に関する	訟務事務指導に係る記録がさ	・訟務事務指導に関	争訟	事務指導	事務の調査指導関係書類	3年	廃棄	
	導に関する事項	重要な経緯	れた文書	する文書						
7	訟務事務に関す る事項	(1) 訟務事務に関す る重要な経緯	①訟務事務に関する文書	(管理・運営・実務 に関する訓令・通	争訟	例規(現行)	訟務に関する訓令, 通達その他の例規類	常用	廃棄	H27. 5. 1 名称 変更
		22201211		達)						
				・訟務事務に関する	争訟	訟務一般	訟務事務関係書類	5年	廃棄	H27. 5. 1 名称
				文書						変更
				・訟務事務に関する	争訟	訟務一般	訟務資料	常用	廃棄	
				資料						
			②訟務事務の引継ぎに関する文書	・訟務事務引継ぎに 関する文書	争訟	訟務一般	事務引継関係書類	3年	廃棄	H27. 5. 1 名称 変更
			_							
		(2)業務区分(1)に	訟務事務に関する文書	・業務区分(1)に当た	争訟	訟務一般	訟務事務関係雑書	1年	廃棄	H27. 5. 1 名称
		当たらないその他 の業務		らないその他の訟務 事務に関する文書						変更
8	公印に関する事 項	公印の管理に関す る重要な経緯	公印の管理業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	· 公印原簿	争訟	公印の管理	公印原簿	常用	廃棄	
9	職員の人事に関	(1)職員の勤務時	①超過勤務に関する文書	•超過勤務等命令簿	争訟	勤務時間・休暇	超過勤務等命令簿	5年3月	廃棄	人事
	する事項	間・休暇に関すること		KENESONN (1 NO 12 NO	) her	SOUTH FILES	ACCEPTANT OF THE PARTY.	0 1 071	, S. X.	7.7
			②出勤に関する文書	・出勤簿	争訟	勤務時間·休暇	出勤簿	5年	廃棄	人事
				· 登退庁時間記録簿 · 閉庁日入退庁管理	争訟	勤務時間・休暇	登退庁時間記録簿・閉庁日入退庁管理 簿	5年	廃棄	人事 H27. 5. 1 追加
				簿						
			③休暇に関する文書	-休暇簿	争訟	勤務時間·休暇	休暇簿	3年	廃棄	人事
			④勤務時間の割振りに関する文	・個体口の恒熱をな	争訟	勤務時間·休暇	週休日の振替・代休日の指定	3年	廃棄	1 車
			(4) 動務時間の割振りに関する文書	・ 過休日の振沓週知 ・ 代休日指定簿	구· BA	<b>劫伤时间*1</b> Λ阪	避か口の振音・11体口の指圧	34	<b>厌</b> 未	人事
				・勤務時間の割り振り 区分の指定	争訟	勤務時間·休暇	勤務時間の割り振り区分の指定	3年	廃棄	人事
				ニカツ18た					1	

	(2)歳入及び歳出の 決算報告書並びに 国の債務に関する 計算書の作製その 他の決算に関する 経緯	給与支給額の計算に関する書類	•勤務時間報告書	争訟	勤務時間・休暇	勤務時間報告書	5年	廃棄	人事
	(3)上記の業務区分に当たらないその他の業務	人事事務に関する文書	・上記の業務区分に当 たらないその他の人事 に関する文書	争訟	人事	人事事務一般	3年	廃棄	H27. 5. 1 名称 変更
10 庶務に関する事項	事 (1)庶務に関する事 項	庶務に関する訓令、通達その他 の例規類	・庶務に関する訓令, 通達その他の例規類	争訟	例規(現行)	庶務に関する訓令、通達その他の例規類	常用	廃棄	H27. 5. 1 名称 変更
		事業計画に関する文書	·通知文書 ·決裁文書	争訟	庶務	事業計画	3年	廃棄	
		事務引継に関する文書	·通知文書 ·決裁文書 ·事務引継書	争訟	庶務	事務引継	3年	廃棄	
		会議・会同等に関する文書	·通知文書 ·決裁文書 ·結果報告書	争訟	庶務	会議	3年	廃棄	
		情報管理に関する文書	·通知文書 ·決裁文書	争訟	庶務	情報管理	5年	廃棄	H28. 3. 1 保存 期間変更
			·利用許可媒体等管理 簿	争訟	情報セキュリティ	利用許可媒体等管理簿	常用	廃棄	
		庶務事務に関する一般文書	·通知文書 ·連絡文書	争訟	庶務	庶務事務一般	3年	廃棄	
		新型コロナウイルス感染症に対 応するために行われた業務に関 すること	・新型コロナウイルス 感染症に係る文書	争訟	庶務	(新型コロナ対応)防災業務	3年	移管	
		外出に関する一般文書	•外出簿	争訟	庶務	外出簿	5年	廃棄	
	(2)上記の業務区分 に当たらないその他 の業務	庶務事務に関する雑文書	・上記の業務区分に当 たらないその他の庶務 に関する文書	争訟	庶務	その他の庶務文書	1年	廃棄	
11 会計事務に関う る事項	す 会計に関する事項	会計に関する訓令・通達その他 の例規類	・会計に関する訓令、 通達その他の例規類	争訟	例規(現行)	会計に関する訓令、通達その他の例規類	常用	廃棄	H27, 5, 1 名称 変更
		物品管理に関する文書	·物品供用証書 ·物品受領命令書 ·連絡文書	争訟	会計	物品管理	1年	廃棄	
		会計事務に関する文書	·通知文書 ·連絡文書 ·決裁文書	争訟	会計	会計事務一般	3年	廃棄	

## 備考

本基準に掲げられていない事項が発生したときは、法務省行政文書管理規則の別表1及び本基準を参酌しつつ、文書管理者において、保存期間及び保存期間満了時の措置について設定する こととする。